

## 第2節 安全・安心な医療提供体制の整備

医療機関情報の提供体制の構築，医療相談等に対する体制の充実及び医療従事者の医療安全に関する意識啓発等が図られ，県民が安心して安全な医療を受けられる社会の形成を目指します。

### 1 医療安全対策の推進

#### (1) 医療事故の防止

##### 【現状と課題】

##### ア 医療安全対策の必要性

- 人の生命・健康を預かる医療現場において，医療事故対策といった医療の安全確保は，医療行政上の最重要課題の一つです。
- 安心して受けられる医療を提供するため，医療従事者をはじめ，医療関係団体，行政機関が一丸となって，医療安全対策に取り組んでいくことが求められています。

##### イ 事故防止対策上の課題

- 医療事故の原因は，単なる確認不足といった初歩的なミスから，従事者の習熟度の違い，医療用具の操作の複雑さ，各部門の連携不足など多岐にわたります。
- 「人は誤りを犯すものであって，事故は起こりうる」ことを前提とした対策を講じる必要があります。
- 事故予防のためには，起こった事故やヒヤリハット事例に対して原因を究明し，防止のための対策を立てていくことが重要です。

##### ウ 医療機関等において必要な安全管理体制

- 患者に安全な医療サービスを提供するためには，医療従事者一人ひとりの医療安全に関する意識啓発や資質の向上を図る必要があります。
- 今日の医療は，高度化・複雑化等に伴い，様々な職種の従事者の連携により提供されていることから，医療機関が一体となって組織的な安全対策を講じる必要があります。
- 医療機関等における安全管理体制の整備が，すべての病院，診療所（歯科診療所を含む），助産所，調剤を行う薬局において，管理者（院長）及び開設者の義務として位置付けられています。

【図表4-2-1】病院への立入検査結果（令和4年度）

	安全管理の指針整備			安全管理の委員会設置等		
	検査施設	適数	遵守率	検査施設	適数	遵守率
本県計	230	230	100%	230	230	100%

	安全管理の職員研修実施			事故報告等の方策		
	検査施設	適数	遵守率	検査施設	適数	遵守率
本県計	231	230	99.6%	231	231	100%

[県保健医療福祉課調べ]

**【施策の方向性】**

**ア 各医療機関等における安全管理体制整備の促進**

- 医療関係機関との連携や、医療機関等に対する医療安全情報の提供により、各医療機関等における安全管理体制の整備等の組織的取組を促進します。
- 立入検査等を通じ、安全管理体制の確保状況を確認・指導するとともに、当該体制が継続的かつ効率的に機能するよう指導します。

**イ 医療従事者の教育への支援**

各医療従事者が、常に患者のために医療を実践する姿勢を持ち、医療安全に関する理解を一層深められるよう、医療安全に対する啓発や情報提供に努めるとともに、職員の研修会への参加を促進します。

**ウ 患者相談体制の充実**

本庁、地域振興局及び支庁に設置する「医療安全支援センター」（第4章第2節「3 医療安全支援センター」参照）に寄せられた相談のうち専門的な相談については、県医師会など関係機関の相談窓口との連携をより密接に行い対応します。

**(2) 医療関連感染の防止**

**【現状と課題】**

**ア 医療関連感染の現状と課題**

- 高齢化による易感染者の増加、医療の高度化などにより、インフルエンザや結核等の従来からの感染症に加え、多剤耐性アシネトバクター<sup>\*1</sup>やMRSA<sup>\*2</sup>など薬剤耐性病原体による医

\*1 多剤耐性アシネトバクター：カルベパネム系、フルオロキノロン系、アミノグリコシド系の抗菌薬全てに体制を示すアシネトバクター菌

\*2 MRSA (Methicillin-Resistant Staphylococcus Aureus)：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌。抗生物質「メチシリン」に対する薬剤耐性を獲得した黄色ブドウ球菌の意味

療関連感染が問題となっています。

- 現在の医療においては、医療関連感染は一定頻度起こりえるものであり、発生そのものを無くすことは困難です。そのため、医療関連感染が発生した際に冷静に判断し対応することが重要です。
- 医療機関内での感染症の発生は入院・外来患者への感染につながるとともに、その集団感染は地域医療提供体制に大きな影響を与えるものであることから、日頃からの標準予防策の徹底が必要です。

#### イ 医療施設における対策の基本と課題

- 医療施設における医療関連感染対策は、次の項目が基本とされています。
  - ・ 医療従事者の手洗いの励行
  - ・ 施設内の清潔保持
  - ・ 医療従事者間での認識・情報の共有化
- 各医療機関においては、このような基本的対策や事故発生時の対応策等について医療関連感染防止対策委員会等を設置して検討し、感染防止マニュアルを作成し、職員に周知するなど、組織的な対応が必要となっています。
- 院内において感染症に対する監視（サーベイランス）体制を充実させることも重要です。

#### ウ 医療関連感染防止対策

県医師会において、毎年1回医療機関を対象とした医療関連感染防止対策に関する講演会が実施されています。

### 【施策の方向性】

#### ア 組織的な医療関連感染対策の推進

- 立入検査の機会を通じて、各医療機関において医療関連感染に対する基本的事項が守られ、医療関連感染防止対策委員会が形骸化することなく機能しているか確認・指導します。
- 医療関係団体への情報提供等を通じて、医療関連感染防止対策を更に促進します。
- 最新の科学的知見、経験に基づき、国が示している「医療機関等における院内感染対策に関する注意事項」等の普及により、対策の強化、標準化を図ります。
- 医療関連感染防止対策に関する研修体制の充実について、県医師会や鹿児島大学病院を中心とした地域ネットワーク（鹿児島感染制御ネットワーク<sup>\*1</sup>）など関係団体との連携を図ります。

\*1 鹿児島感染制御ネットワーク：院内感染対策、介護・福祉施設の感染対策及び新興・再興感染症対策の向上を目的としている会

○ 今後も、医療施設における標準予防策の徹底に加え、職員に発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること、感染拡大状況等を踏まえ、必要な場合には面会に一定の制限を設けることを要請するなど、医療施設における感染拡大防止に努めます。

#### イ 医療従事者の教育への支援

医療関連感染に関する医療従事者への教育を支援するため、国等の講習会開催情報を提供し、受講の促進を図ります。

## 2 医療情報提供の推進

---

### (1) 診療情報の提供

#### 【現状と課題】

#### ア インフォームド・コンセント

適切な説明により患者や家族等の理解を得る「インフォームド・コンセント」について、医療を提供する者の責務として医療法に規定され、その普及促進を図ることとされています。

#### イ 入院診療計画・退院後療養計画

入院中の診療計画については、医療機関の管理者に対して、作成・交付及び説明が義務づけられるとともに、退院後の療養計画についても、作成・交付及び説明に努めることとされています。

#### 【施策の方向性】

患者の自己決定を尊重したよりよい医療が実施されるよう、インフォームド・コンセントの普及啓発に努め、入院診療計画及び退院後療養計画の作成・交付等についての取組も促進します。

### (2) 医療機関情報の提供

#### 【現状と課題】

本県では、医療法に基づき、インターネットによる情報提供システムを運用しており、引き続き同システムにおける医療機関の情報を充実させる必要があります。

#### 【施策の方向性】

○ 引き続き、インターネットによる情報提供システムにおける医療機関の情報を充実させるべく、医療機関に対して速やかな報告を働きかける等、情報公開の促進を図ります。

● 医療機能情報提供制度（平成19年度開始）

住民・患者による病院等の適切な選択を支援するため、病院等が、当該病院等に有する医療機能に関する情報について、県への報告を行い、県は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供するもの

**提供する項目**

- ・ 基本情報（名称，開設者，管理者，所在地，電話番号，診療科目・診療日時・病床数等）
- ・ 医療機関へのアクセス
- ・ 院内サービス等（医療に関する相談体制の状況，院内処方の有無，受動喫煙防止措置等）
- ・ 費用負担等（保健医療機関の種類，クレジットカードによる料金の支払の可否等）
- ・ 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医の種類・人数，保有する施設設備，対応可能な疾患・治療内容，対応可能な予防接種等）
- ・ 医療の実績，結果に関する事項（人員配置，診療情報管理体制，患者数，平均在院日数等）

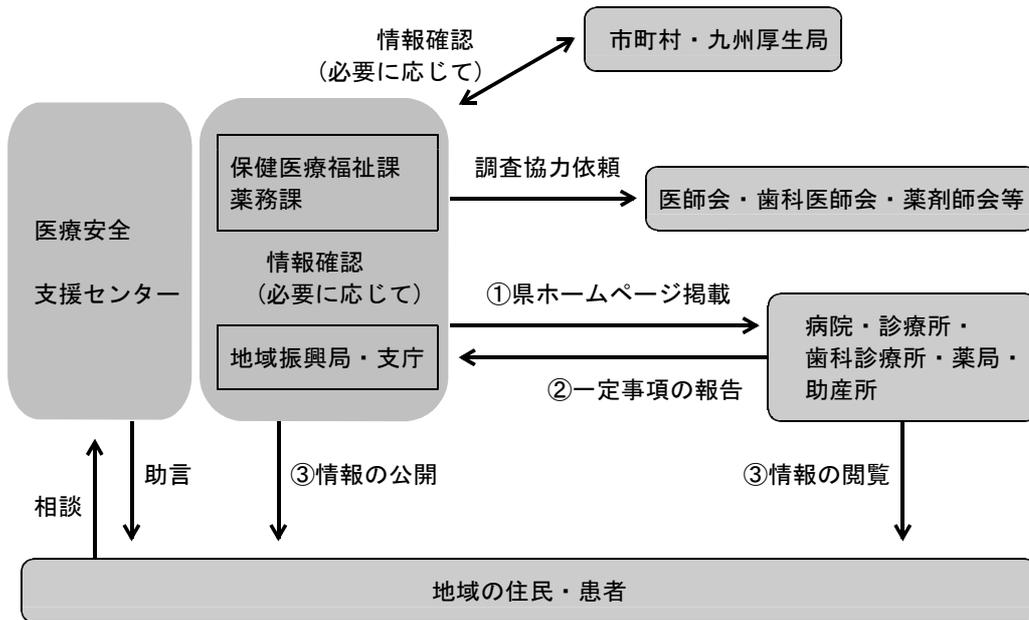
● 薬局機能情報提供制度（平成19年度開始）

医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として薬局開設者が知事に報告しなければならない事項（薬局機能情報）について、県は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供するもの

**提供する項目**

- ・ 基本情報（名称，開設者，管理者，所在地，電話番号，営業日等）
- ・ 薬局へのアクセス
- ・ 薬局サービス等（健康サポート薬局である旨の表示，相談に対する対応の可否，薬剤師不在時間の有無，対応することができる外国語の種類，障害者に対する配慮，受動喫煙防止措置等）
- ・ 費用負担（医療保険及び公費負担等の取扱い，クレジットカードによる料金の支払の可否）
- ・ 提供サービスや地域連携体制に関する事項（認定薬剤師の種類及び人数，健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数，薬局の業務内容，地域医療連携体制等）
- ・ 実績，結果に関する事項（薬剤師数，医療安全対策の実施，情報開示の体制，症例を検討するための会議等の開催，処方せんを応需した者の数，医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数，健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数等）

【図表4-2-2】医療機能及び薬局機能の情報提供制度（フローチャート）



- 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告，医療機関のホームページの内容については，法令や指針に沿った適切なものとなるよう指導します。

### 3 医療安全支援センター

#### 【現状と課題】

#### ア 県医療安全支援センター

- 医療に関する苦情や相談に対応するため，平成15年に県医療安全支援センターを設置しました。
- 医療に関する患者・家族の苦情や相談への対応，医療機関及び関係団体等における相談窓口との連絡調整等を行っています。

【図表4-2-3】 県の医療相談窓口

県医療安全支援センター	電話 099-286-2000
地域医療安全支援センター	
鹿児島地域医療安全支援センター	電話 099-272-6301
南薩地域医療安全支援センター	電話 0993-53-8001
北薩地域医療安全支援センター	電話 0996-23-3166
始良・伊佐地域医療安全支援センター	電話 0995-44-7963
大隅地域医療安全支援センター	電話 0994-52-2125
熊毛地域医療安全支援センター	電話 0997-22-1830
大島地域医療安全支援センター	電話 0997-57-7246

【図表4-2-4】 医療安全支援センターにおける相談実績の推移

	令和3年度	令和4年度
1 医療行為・医療内容	116	155
2 コミュニケーションに関すること	85	103
3 医療機関等の施設	10	1
4 医療情報等の取扱	33	35
5 医療機関等の紹介・案内	70	92
6 医療費（診療報酬等）	52	42
7 医療知識を問うもの	64	79
8 その他	97	132
合 計	527	639

※ 地域医療安全支援センターの件数を含む。

【図表4-2-5】 関係機関の医療相談窓口

県医師会「患者さんの声ダイヤル」	電話 099-285-4114
鹿児島市医師会「医療何でも相談窓口」	電話 099-226-3737
県歯科医師会「お口の健康相談窓口」	電話 099-226-5291
県薬剤師会「薬事情報センター」	電話 099-202-0568
県看護協会「看護110番」	電話 099-256-8081
県栄養士会「栄養110番」	電話 099-256-1216

#### イ 県医療安全推進協議会

医療関係団体、弁護士、消費者代表等で構成される県医療安全推進協議会を設置し、医療安全支援センターに対しては、活動方針の検討、相談事例に係る指導・助言を行っています。

#### 【施策の方向性】

- 専門的な相談については、県医師会など関係機関の相談窓口との連携をより緊密に行い対応するとともに、研修会の受講等によるセンター職員の資質の向上を図るなど、相談機能の一層の充実に努めます。
- 医療安全支援センターに寄せられた相談事例について医療施設に伝達・還元するとともに、県のホームページで同センターの活動状況について公表します。